

I 調査範囲と調査内容

1 調査の目的

都市計画法第6条に基づき実施される「都市計画に関する基礎調査」（以下、「基礎調査」という。）は都道府県が都市計画区域について、概ね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものである。本県では国勢調査結果を反映させるために国勢調査実施年から基礎調査を実施しており、今回の調査は平成27・28・29年度の3カ年で行ったところである。

本報告書は、本県の都市の現況や将来の見通しを把握し、都市計画の定期見直しの基礎資料として活用することを目的に基礎調査の集計解析を行ったものである。

なお、本調査報告書掲載データは上記調査に基づくものを中心としているが、この他に使用している調査についてはその都度、出典を明らかにした。

2 調査対象

本業務は、以下の全市町村を対象として実施した基礎調査の集計および解析を行うものである。

◆ 平成27年度都市計画基礎調査実施市町村

龍ヶ崎市、牛久市、利根町、常総市、つくばみらい市、取手市、守谷市、坂東市、境町、五霞町、水戸市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、茨城町、東海村

◆ 平成28年度都市計画基礎調査実施市町村

日立市、常陸太田市、土浦市、阿見町、かすみがうら市、古河市、石岡市、つくば市、鹿嶋市、神栖市、八千代町、潮来市

◆ 平成29年度都市計画基礎調査実施市町村

筑西市、結城市、桜川市、稲敷市、美浦村、河内町、城里町、高萩市、北茨城市、笠間市、下妻市、大子町、常陸大宮市、鉾田市、小美玉市、行方市

3 調査内容

都市計画基礎調査では、下表の各項目について調査を行った。（選択項目を除く）

0	調査区の設定	0-1	調査区の設定
		0-2	調査区設定のための資料
1	人口規模	1-1	人口・世帯数
		1-2	将来人口
		1-3	人口増減
		1-4	通勤・通学移動
2	産業分類別の就業人口の規模	2-1	産業分類別就業者数
3	市街地の面積等	3-1	市街化区域の状況
		3-2	土地利用に関する都市計画の変遷
		3-3	人口集中地区（D I D）の状況

4	土地利用	4-1	地形・水系・地質条件
		4-2	土地利用現況
		4-3	非可住地
		4-4	農地・未利用地・大規模低利用地
		4-5	法適用状況調査
		4-6	農業関係事業実施状況
5	事業所数・従業者数・製造品出荷額及び商業販売額	5-1	事業所数・従業者数・売上金額等
6	職業分類別就業人口の規模	6-1	職業分類別就業者数
7	世帯数及び住宅戸数, 住宅の規模その他の住宅事情	7-1	地区別住宅の所有関係別世帯数
		7-2	住宅の建て方別世帯数
8	建築物の用途	8-1	建物利用現況
		8-2	不適格建築物
9	都市施設の位置, 利用状況及び整備の状況	9-1	都市施設の位置, 内容等
		9-2	市街地開発事業の状況
10	土地の自然的環境	10-1	緑の状況
11	宅地開発の状況及び建築の動態	11-1	開発行為
		11-2	農地転用状況
		11-3	新築状況調査

4 集計及び解析の視点

「Ⅱ 集計及び解析結果」では、本基礎調査内容をベースとして集計を行った。

解析に当たっては、

「地域区分による分析」

「近隣との比較でみた分析」

「茨城の発展過程でみた分析」

「現況の立地分析」

の4つの視点から分析を行った。

5 集計に用いる地域区分

本県においては、全44市町村において都市計画区域を設定している。このうち、線引き都市計画区域は16区域（34市町村）、非線引き都市計画区域は13区域（14市町）である。

本業務は、県内29都市計画区域、44市町村を調査範囲とし、集計については、次のような地域区分により取りまとめた。

なお、過去からの推移等をみる場合については、合併前後（P10 参考資料参照）の市町村が、現行のどの都市計画区域に含まれるかを分類したうえで、集計・解析を行った。

地域区分			市町村数
全県（行政区域計）			44
線引き都市	1) 近郊整備地帯（※）	5 区域	10
	2) その他の線引き都市計画区域	11 区域	24
	小計	16 区域	34
非線引き都市	3) 用途地域指定都市計画区域	12 区域	12
	4) 用途地域無指定都市計画区域	1 区域	2
	小計	13 区域	14

なお、複数の都市計画区域にまたがる市町（石岡市、常総市、稲敷市、城里町）が存在するため、上記の市町村数の合計は県内の市町村数44と一致しない。

（※）近郊整備地帯：都市計画法第7条第1項の但し書き、

ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部または一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地または同条第四項に規定する近郊整備地帯

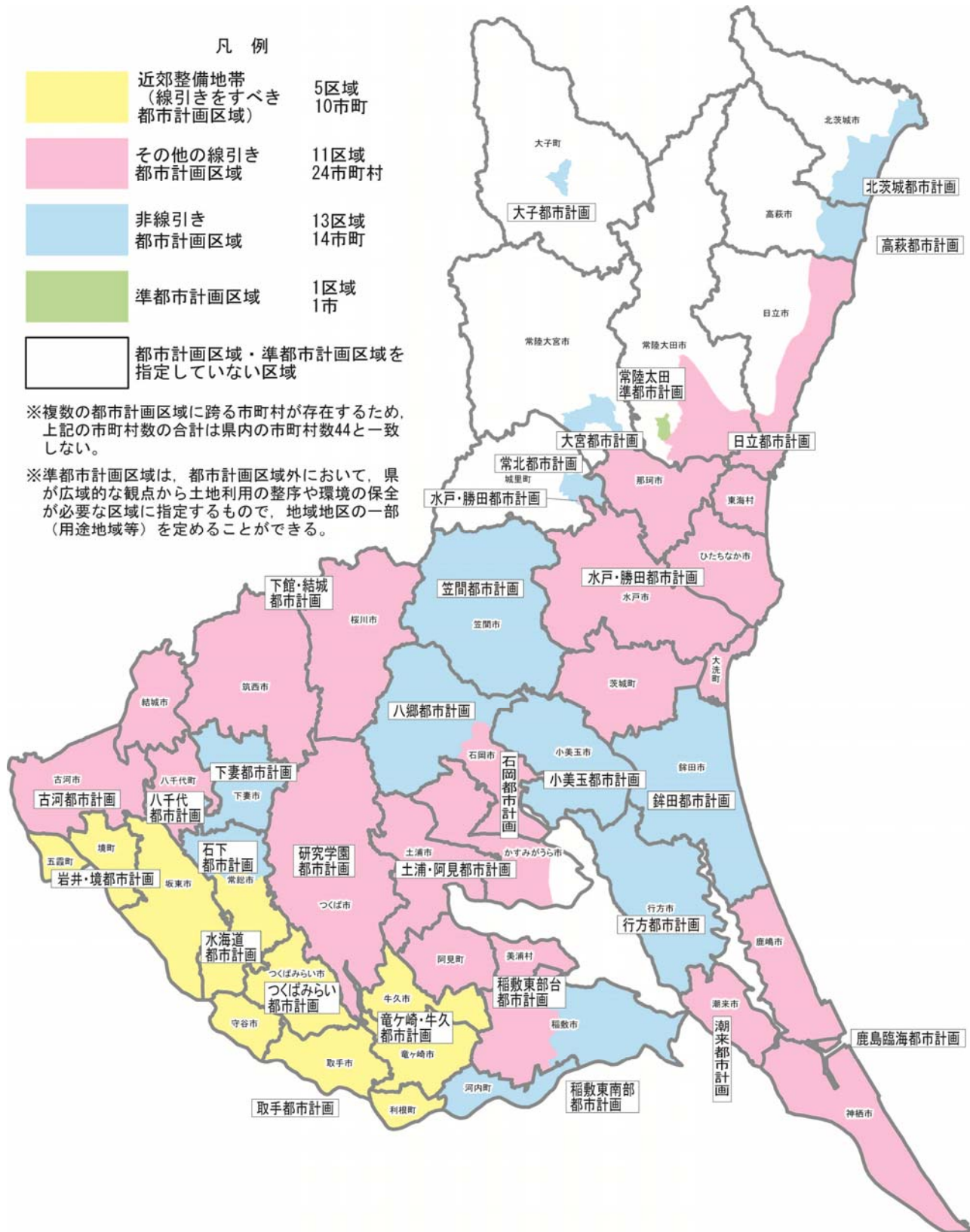
—以下省略—

凡 例

	近郊整備地帯 (線引きをすべき 都市計画区域)	5区域 10市町
	その他の線引き 都市計画区域	11区域 24市町村
	非線引き 都市計画区域	13区域 14市町
	準都市計画区域	1区域 1市
	都市計画区域・準都市計画区域を 指定していない区域	

※複数の都市計画区域に跨る市町村が存在するため、上記の市町村数の合計は県内の市町村数44と一致しない。

※準都市計画区域は、都市計画区域外において、県が広域的な観点から土地利用の整序や環境の保全が必要な区域に指定するもので、地域地区の一部(用途地域等)を定めることができる。



参考資料 市町村合併の経緯

合併による 新都市名	合併前市町村名	合併年月日
潮来市	潮来町, 牛堀町	平成 13 年 4 月 1 日
つくば市	つくば市, 荃崎町	平成 14 年 11 月 1 日
常陸大宮市	大宮町, 山方町, 御前山村, 緒川村, 美和村	平成 16 年 10 月 16 日
日立市	日立市, 十王町	平成 16 年 11 月 1 日
常陸太田市	常陸太田市, 金砂郷町, 水府村, 里美村	平成 16 年 12 月 1 日
那珂市	那珂町, 瓜連町	平成 17 年 1 月 21 日
水戸市	水戸市, 内原町	平成 17 年 2 月 1 日
城里町	常北町, 桂村, 七会村	平成 17 年 2 月 1 日
坂東市	岩井市, 猿島町	平成 17 年 3 月 22 日
稲敷市	江戸崎町, 新利根町, 東町, 桜川村	平成 17 年 3 月 22 日
取手市	取手市, 藤代町	平成 17 年 3 月 28 日
かすみがうら市	千代田町, 霞ヶ浦町	平成 17 年 3 月 28 日
筑西市	下館市, 協和町, 明野町, 関城町	平成 17 年 3 月 28 日
神栖市	神栖町, 波崎町	平成 17 年 8 月 1 日
行方市	北浦町, 玉造町, 麻生町	平成 17 年 9 月 2 日
古河市	古河市, 総和町, 三和町	平成 17 年 9 月 12 日
石岡市	石岡市, 八郷町	平成 17 年 10 月 1 日
桜川市	岩瀬町, 真壁町, 大和村	平成 17 年 10 月 1 日
鉾田市	鉾田町, 旭村, 大洋村	平成 17 年 10 月 11 日
常総市	水海道市, 石下町	平成 18 年 1 月 1 日
下妻市	下妻市, 千代川村	平成 18 年 1 月 1 日
土浦市	土浦市, 新治村	平成 18 年 2 月 20 日
笠間市	笠間市, 友部町, 岩間町	平成 18 年 3 月 19 日
つくばみらい市	伊奈町, 谷和原村	平成 18 年 3 月 27 日
小美玉市	小川町, 美野里町, 玉里村	平成 18 年 3 月 27 日